

お知らせ

国民健康保険から

加入・脱退の届出はお早めに!!

春は卒業や入学・就職など、異動の多い季節です。職場の健康保険に加入したり、または退職された場合は、国民健康保険への届出が必要です。

※届出は、14日以内に世帯主または、世帯員が行わなければなりません。代理人（別世帯の人）が届出をする場合は世帯主からの委任状が必要です。

※届出の際、窓口で本人確認ができない場合、保険証は郵送します。

自己負担割合の軽減措置が継続!!

70歳から74歳までの国民健康保険加入者が、病院などで診療を受けたときの自己負担割合は、本来2割ですが、平成23年3月末まで1割に軽減する措置がとられています。今回、この軽減措置が延長され、来年3月末までの間、1割の自己負担割合が継続されます（ただし、8月に前年の所得をもとに変更される場合があります）。対象者には新しい被保険者証を3月中に順次郵送する予定です。なお、一定以上の所得がある人

◆加入する場合

こんなとき	届出に必要なもの
職場の健康保険の資格がなくなった	職場の健康保険の喪失証明書、印鑑
他の市区町村から転入した	転出証明書、印鑑

◆脱退する場合

こんなとき	届出に必要なもの
職場の健康保険に加入した	国保保険証、社会保険証、印鑑
他の市区町村へ転出する	国保保険証、印鑑

◆その他

こんなとき	届出に必要なもの
住所、世帯主などが変わった	国保保険証、印鑑
学生が修学のため市外へ転出した	国保保険証、在学証明書、印鑑
上記、学生が卒業または退学した	国保保険証、印鑑

は、自己負担割合および被保険者証の変更はありません。

対象者

70歳から74歳までの国民健康保険加入者で、被保険者証の自己負担割合欄に「2割（平成23年3月31日までは1割）」と記載されている人

※同一世帯に住民税の課税所得が145万円以上の70歳から74歳の国民健康保険被保険者がいる人

■

70歳から74歳までの国民健康保険加入者の自己負担割合

被保険者区分	自己負担割合
一般の人	1割
一定以上の所得のある人※	3割

市民課国民健康保険係

☎(80) 1143

ホームページ

http://www.kouiki-chbajp/

☎043(206)0085

内 容	問 合 せ
保険料・被保険者の資格	資格保険料課 ☎043(308)6768
医療の給付など	給付管理課 ☎043(216)5013
制度の運営・広報・議会	総務課 ☎043(216)5011

※土曜・日曜・休日・年末年始を除く
午前9時から午後5時まで

会館内

〒263-0016 千葉市稲毛区天台6丁目4番3号 国保

所在地

平成23年3月7日から新しい事務所で業務を行います。所在地と電話番号が新しくなりますのでご注意ください。

千葉県後期高齢者医療
広域連合の事務所が移
転します